

一〇 於江戸割場惣御條目

江戸割場御定書

- 一、當地に寄親無之足輕・本參長柄・御小人御供廻・家中役人可致裁許事。
- 一、足輕之分指むかひの擔物は可申付候。一人してかたげ荷・かづき荷は可致用捨事。
- 一、足輕・御小人・家中役人共に、休日一ヶ月に三日たるべし。其外盆三日・正月三日・五節旬・御一門様方御年忌於江戸御法事有之刻、爲休可申事。
- 一、御普請無之、三日之外爲休候刻は、人數書付會所々斷、押切を取置可申事。
- 一、飯番・小屋番之儀は、様子に隨ひ見計、會計へ以相談可申付事。
- 一、病人は、三日御扶持方おさへ可申候。三日より上之病人は逢吟味、煩於無紛は皆可被下候。但、早速本復仕間敷ものは、見計御國々相返、或は暇を可遣事。
- 一、足輕・御小人未進於有之は、爲過料一日に二升充可取

- 立。過上仕ものには、爲御褒美一日に四升充可被下事。
- 一、遠路御使に遣候もの、前二日、罷歸三日爲休可申候。俄之使に而、前日休息無之ものは、罷歸四日爲休可申事。
- 一、碓氷・箱根より内之御使は、前日一日、罷歸一日爲休可申候。但、前日休息無之候は、罷歸二日爲休可申事。
- 一、御國・京都々早飛脚、夏五日・冬六日二時、此刻限より早參候は、品により御褒美被下、遅きものは路銀之内おさへ可申事。
- 一、中飛脚、夏七日・冬九日、此日限より遅く參候は、路銀之内おさへ可申事。
- 一、常之飛脚、夏十日・冬十二日、此日限より遅參候は、路銀之内おさへ可申事。但不叶斷有之は各別之事。
- 一、殺害被仰付者請取御給米は、不殘可被下候。御扶持を被放候もの御給米、春取切候は、六月迄は日算用を以取返し、七月より末は皆可被下事。
- 一、其身より御暇申上者は、御給米日算用を以可爲返上事。
- 一、病死仕候もの、并此方より暇遣候もの御扶持方は、其日より取上、御給米は請取候分皆可被下事。

- 一、酒宴・博奕并傾城町見物場へ不參樣堅可申付候。若相背者於有之は、殺害、御扶持を放、或品により過銀可申付事。
- 一、火事有之刻は、足輕・御小人一所に集、火消道具それぞれに爲持置、御使に參候もの共斷次第、無滯可渡遣事。
- 一、自然御屋敷之内火事之刻は、火消道具を爲持、風下へ參防可申事。
- 一、同火事之刻、自分之道具を除、火本々不出ものは、過怠可申付候。火を防自分之道具を燒候ものは、致吟味代銀を以可被下事。
- 一、風吹之刻は、足輕人足召連罷出、所々屋根々上げ防可申事。
- 一、籠舎人は、其日より御扶持方押へ可申候。御赦免被成、如前々於被召仕者、籠舎仕内之御扶持方不殘可被下事。
- 一、又者之儀、主人より賄可申候。但主人御國に有之候者、會所より賄可申事。
- 一、籠舎人出入、民部・織部手形を以鑰可相渡事。
- 右御定之通有相違間敷者也。

江戸割場

前田 對馬
奥村 因幡
津田 玄蕃
今枝 民部

一一 於金澤割場奉行勤方格帳

金澤割場格帳

- 一、私共儀、替々兩人宛、御横目一人宛、毎日割場々罷出相勤申候事。
- 一、足輕小頭・足輕等役儀申渡置候者共、替々毎日割場々爲相詰、御用爲相勤申候事。
- 一、御小人頭之儀、私共諸事支配仕候。御小人裁許之儀は、私共指引不仕候。但、用之儀は年寄中々直に相違申候事。
- 一、嘉節・朔望其外出仕有之砌、御城中警固、足輕割場より指出申候。私共之内、三御門々一人宛相詰申候。御留守中は、私共之内一人、二之御丸々相詰申候事。
- 朱番。寛保二年横山大和守申渡、御城中警固、大組御持

(明治三年) 亥正月十六日